

本学学生及び教職員が新型コロナウイルスに感染または感染の疑いがある場合の対応法

感染を疑わせる症状が出た場合

発症初日	発熱、咳、全身倦怠感等いずれかの症状がある、あるいは、検温し体温が37.5°C以上ある場合	
	《対応》	登校・出勤はしないこと。学生は、教学課に、教職員は、管理課に電話またはメールにて以下の事項を報告すること。 <ol style="list-style-type: none">① 症状の経過② 同居家族の状態③ 発症1週間前までの行動④ 新型コロナウイルス感染者との接触状況 <p>症状が強くない時は、自宅安静で待機。不要・不急の外出は控えること。</p> <p>症状が強い時は、症状次第で近隣医療機関を受診すること。</p> <p>強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある時は、「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談すること。</p> <p>以降、毎日2回（朝・夕）に検温を行い、体温や症状等を記録すること。</p>
発症翌日及び翌々日	発熱・咳・全身倦怠感等の症状等含め、各種薬剤を内服しない状態で、体調が完全に回復した場合	依然症状が続いている場合
発症後4日以降	《対応》 体調が改善した翌々日から、登校・出勤は可能。 必ず、手洗いとマスクを着用すること。 また、インフルエンザ等を含めた感染症に罹患した場合は、その感染症が治癒あるいは出勤可能と判断されてから、登校・出勤を可とする。	《対応》 発症初日と同様に、上記の対応法に沿って対応すること。 強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある時は、「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談すること。 基礎疾患がある方は、主治医へ相談すること。
発熱・咳・全身倦怠感等の症状等含め、各種薬剤を内服せずに、体調が完全に回復した場合		発熱、咳、全身倦怠感などの症状が4日以上続いている場合
《対応》 体調が改善した翌々日から、登校・出勤は可能。 必ず、手洗いとマスクを着用すること。 また、インフルエンザ等を含めた感染症に罹患した場合は、その感染症が治癒あるいは出勤可能と判断されてから、登校・出勤を可とする。		《対応》 「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談して医療機関を受診すること。 帰国者・接触者相談センター 06-6944-8197 泉佐野保健所 072-462-7701

本学学生及び教職員が新型コロナウイルスに感染または感染の疑いがある場合の対応法

本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合

新型コロナウイルス感染症と診断された時、経過観察を指示された場合は、登校停止・出勤禁止。

医療機関の指示に従い、治療に専念すること。

学生は、教学課に、教職員は、管理課に電話またはメールにて以下の事項を報告すること。

- ① 症状の経過
- ② 同居家族の状態
- ③ 発症 1週間前までの行動
- ④ 新型コロナウイルス感染者との接触状況
- ⑤ 発症 2週間以内の行動および学内での動線

主治医の許可が出てから、登校、出勤は可とする。

感染者の濃厚接触者として特定された場合

感染者の濃厚接触者として特定された時は、感染者と最後に濃厚接触した日から 2 週間は、登校停止・就業禁止

学生は、教学課に、教職員は、管理課に電話またはメールにて以下の事項を報告すること。

- ① 症状の経過
- ② 同居家族の状態
- ③ 発症 1週間前までの行動
- ④ 新型コロナウイルス感染者との接触状況
- ⑤ 発症 2週間以内の行動および学内での動線

不要不急の外出は、避けること。